

第2期新潟県湯沢町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和6年1月現在における新潟県湯沢町の行政区域とする。概ねの面積は3万5,700ヘクタール程度である。

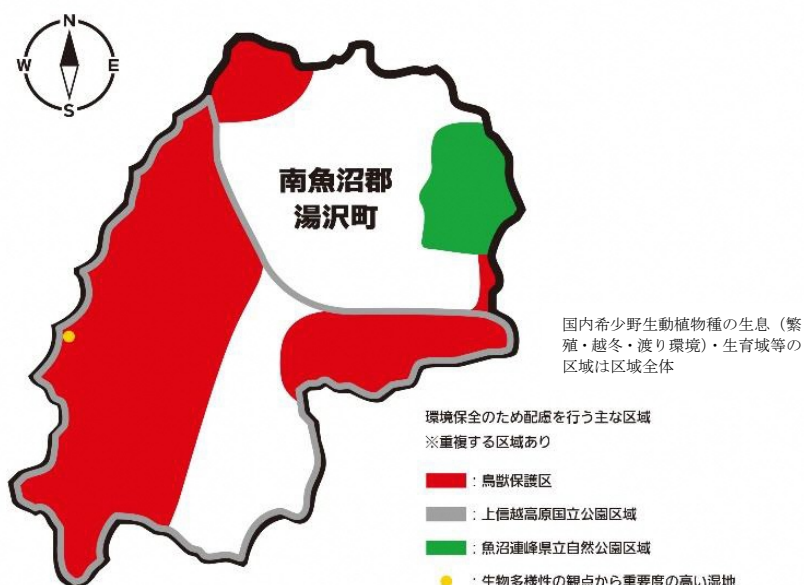
なお、本区域は次の区域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・自然公園法に規定する国立公園、県立自然公園地域
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ・国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等

また、次に挙げる地域は本区域には存在しない。

- ・自然環境保全法に規定する新潟県自然環境保全地域
- ・自然公園法に規定する国定公園
- ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ・自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域
- ・シギ・チドリ類渡来湿地

(促進区域図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

～新潟県の玄関口～

湯沢町は、新潟県の最南端、関東と新潟市のほぼ中間点に位置し、標高 365 メートルの山あいの温泉地である。

町の総面積中、94%は山林である。町の大半は上信越高原国立公園に含まれ、谷川連峰や霊峰苗場山など 2,000 メートル級の山々に囲まれている。そしてこれらを源とする多くの溪流や清流、比較的冷涼な日本海型気候とあわせ、四季折々の彩り豊かな自然景観と自然環境に恵まれている。

また、日本でも有数の豪雪地帯ならではの条件を生かしたスキー場や温泉、レクリエーション施設等、多くの観光資源を有している。

～充実の交通インフラ～

首都圏との生活面、交流面、産業面の繋がり的重要として関越自動車道が通っており、湯沢 I C が常設されている。練馬 I C からは 120 分と、首都圏へのアクセスは充実している。主要道路は国道 17 号が町を縦断する形で通っており、これを補完する形で県道 14 路線（県管理国道含む）と町道 361 路線（未供用路線含む）が生活道路を形成している。

鉄道は上越新幹線の越後湯沢駅が所在し、東京まで最短 71 分で結ぶ。また、新潟市まで最短 43 分で到着でき、首都圏と日本海側最大の政令指定都市・新潟市の両者に好アクセスの環境が整っている。

～観光のまち～

湯沢町は、平成 30 年度時点では年間 400 万人を超える方が訪れている観光地であり、町内に観光施設、温泉施設、文化施設、スポーツレクリエーション施設や 11 か所のスキー場があり、町民はもとより、多くの観光客に利用されている。

そのため、湯沢町における産業別就業人口（令和 2 年国勢調査）の割合は、第一次産業 3.3%、第二次産業 14.7%、第三次産業 82.0%と、観光関連産業の存在が目立っている。観光客数は新型コロナウイルスの感染拡大の影響から令和 2 年度には 178 万人まで一時的に激減したが、感染症の影響が落ち着いてきた令和 4 年度には 340 万人まで回復してきており、依然として観光が湯沢町の重要な産業であることに間違いはないところである。また、外国人観光客数も増加している。

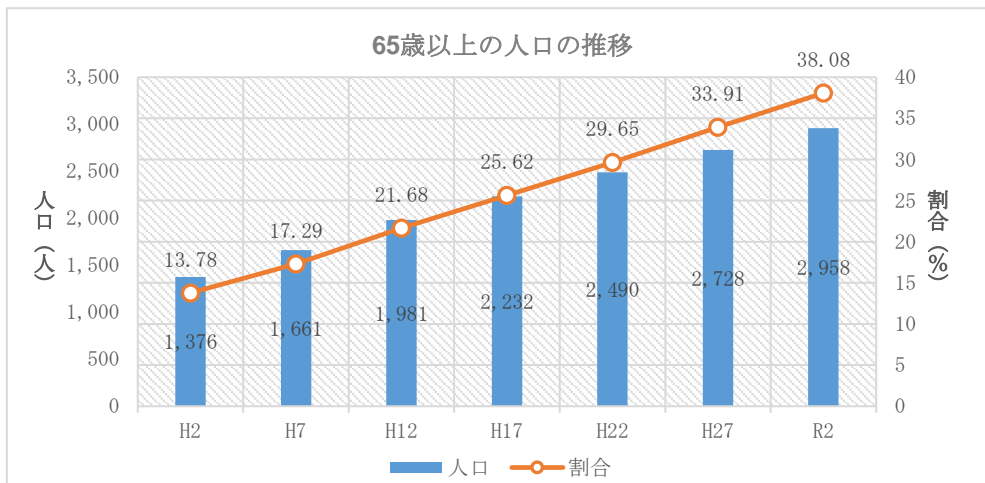
〔出典〕湯沢町観光統計 目的別観光客数調べ（平成 30 度～令和 4 年度）

～人口分布の状況～

町内は大きく分けて大字三国地区（人口 542 人）、大字三俣地区（人口 204 人）、大字神立地区（人口 1,389 人）、大字土樽地区（人口 2,856 人）、大字湯沢地区（人口 2,947 人）に区分され、総人口は 7,938 人である（上記人口は令和 4 年度末住民基本台帳による）。

昭和 50 年の国勢調査をピークに人口の減少が続いている。一方、65 歳以上の高齢者の占める割合は下図に示すとおり年々増加している。

人口年齢構成は、65 歳以上人口が増加する半面、出生数の減少により生産年齢人口（15～64 歳）の割合が低下しているため、老年人口（65 歳以上）の構成比が大幅に増加しており、今後ますます高齢化が進んでいくものと予測される。



～若者が生活の場として選択するまちへ～

令和 2 年 2 月に策定した湯沢町総合戦略では、生産年齢人口の確保を課題として、重点目標に「若者が生活の場として選択するまち」を掲げた。首都圏から新幹線で通勤可能な交通環境を活かして、若者が首都圏で働きながら湯沢町に定住するライフスタイルを提案し、「働く」「住む」「子育て」を支援する「移住定住促進プロジェクト」を展開している。

また、明日を担う子どもたちの教育環境整備のため、平成 27 年 4 月には 5 つの小学校と中学校を統合した「湯沢学園」を開校し、さらに、平成 28 年 4 月からは 4 つの保育園も同じ場所に統合した、全国的にも珍しい保・小・中一貫教育をスタートさせている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

湯沢町は、平成 30 年度時点では年間 400 万人を超える方が訪れる観光地として発展してきており、産業別就業人口（令和 2 年国勢調査）でも 82.0%の方が第三次産業に従事している。町内の総生産においても第 3 次産業が全体の 81.7%を占めており、その第 3 次産業の総生産の内「宿泊・飲食サービス業」と「不動産業」（町内にリゾート利用を想定したマンションが 57 棟存在しており、観光事業との関連性が高い。）及び「専門・科学技術、業務支援サービス業」（スキーレンタル業など）といった観光に関

連する産業の合計が 52.7%と多くを占めており、観光が地域経済に与える影響は非常に大きい状況となっている。この特性を活かし、波及する業種に投資をすることで、当該地域の未来を牽引させる。具体的には、観光産業に関連する企業及び業種の進出を推進するとともに生産性改革を高め、地域経済の活性化及び雇用の創出を狙う。

同時に、既存業種とは異なる産業の誘致も推進し、雇用の創出を実現し、定住者の増による経済効果、税収増を目指す。

〔出典〕湯沢町観光統計 目的別観光客数調べ（平成 30 年度） 新潟県市町村民経済計算（令和 2 年度）

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業計画による付加価値創出額	—	164 百万円	皆増
①湯沢町の越後湯沢温泉、ウィンタースポーツなどの観光資源を活用した観光・まちづくり分野	—	109 百万円	皆増
②湯沢町の温泉を活用した健康関連分野	—	55 百万円	皆増

（算定根拠）

①湯沢町の越後湯沢温泉、ウィンタースポーツなどの観光資源を活用した観光・まちづくり分野については、1 件当たり 4,243 万円（新潟県の 1 事業所あたり付加価値額の平均：令和 3 年経済センサス活動調査）を創出する地域経済牽引事業を 2 件創出し、これらの地域経済牽引事業が当区域で 1.28 倍の波及効果（新潟県全産業の生産波及の大きさ：平成 27 年新潟県産業関連表）を与え、当区域で 10,862 万円の付加価値を創出することを目指す。

②湯沢町の温泉を活用した健康関連分野については、1 件当たり 4,243 万円（新潟県の 1 事業所あたり付加価値額の平均：令和 3 年経済センサス活動調査）を創出する地域経済牽引事業を 1 件創出し、これらの地域経済牽引事業が当区域で 1.28 倍の波及効果（新潟県全産業の生産波及の大きさ：平成 27 年新潟県産業関連表）を与え、当区域で 5,431 万円の付加価値を創出することを目指す。

〔出典〕令和 3 年経済センサス活動調査、平成 27 年新潟県産業関連表

第 2 期新潟県湯沢町基本計画における現状の値は、承認実績がないことや新型コロナウイルス感染症等の影響により特定の業種における数値が一時的に著しく低下しており目標値との比較において不適当なことなどにより、各承認地域経済牽引事業計画の実績値が算出困難であるため、記載しない。

また、K P Iとして、地域経済牽引事業の承認事業件数を設定する。

【任意掲載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
承認事業件数	1	4	300%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が 4,243 万円（新潟県の 1 事業所あたり付加価値額の平均：令和 3 年経済センサス活動調査）を上回る見込みであること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 4 %増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 4 %増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 2 %増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 3 %増加すること

なお、（２）、（３）の指標については、事業期間が 5 年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

該当なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

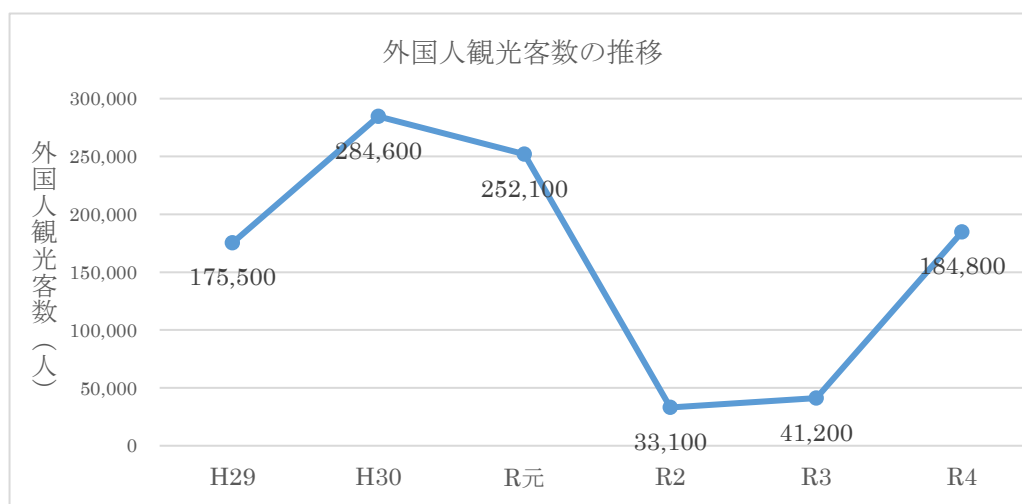
(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①湯沢町の越後湯沢温泉、ウィンタースポーツなどの観光資源を活用した観光・まちづくり分野
- ②湯沢町の温泉を活用した健康関連分野

(2) 選定の理由

- ①湯沢町の越後湯沢温泉、ウィンタースポーツなどの観光資源を活用した観光・まちづくり分野

湯沢町は、平成 30 年度時点では年間 400 万人を超える方が訪れている観光地であり、近年は、外国人観光客も増加していて、新型コロナウイルス感染症の影響が出てきた令和元年度から令和 3 年度にかけて一時的に激減したものの、コロナ禍明けの令和 4 年度からは回復してきており、コロナ禍前の状況から考えると今後も外国人観光客は増加していくと見込まれる。



[出典] 湯沢町観光統計 目的別観光客数調べ (平成 29 度～令和 4 年度)

湯沢町には越後湯沢温泉や岩原温泉などがあり、湯沢町観光統計の目的別観光客数調べでみると、湯沢町に 5 つある町営共同浴場のほか、民間事業者による温泉施設やホテル・旅館の温泉を堪能した観光客は年間 100 万人にも上り、観光客にとって非常に訴求力のある観光資源となっている。また、観光客のおよそ 6 割は、スキーやスノーボードなどのウィンタースポーツや雪遊びを楽しむため、冬期に湯沢町を訪れている。コロナ禍前には全国的に有名な苗場スキー場は 71 万人、5 月の連休まで営業できるほど雪が豊富なかぐらスキー場は 36 万人、上越新幹線 G A L A 湯沢駅と直結した G A L A 湯沢スキー場は 34 万人が訪れており、コロナ禍で一時的に激減したが、2022-2023 シー

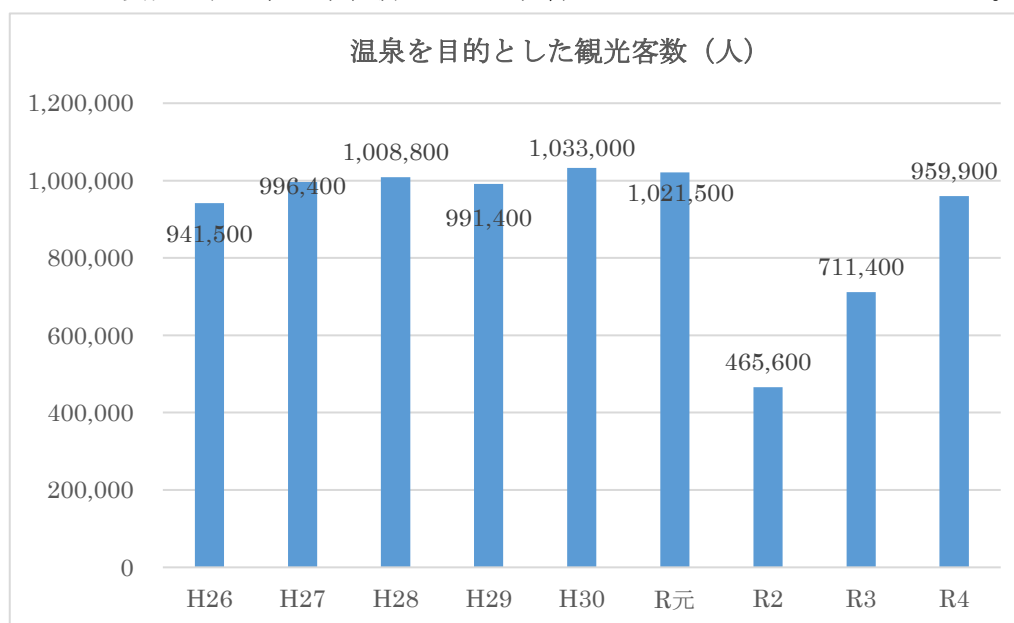
ズンにはコロナ禍前の8割近くまで回復をしてきている。その他、春の桜や新緑の木々、秋の紅葉など季節によって異なる景色を楽しめる自然や、年間を通して魅力を堪能できる越後湯沢温泉など、観光資源が豊富であることが多くの観光客が湯沢町を訪れる理由である。

湯沢町における産業別就業人口（令和2年国勢調査）の割合は、第一次産業3.3%、第二次産業14.7%、第三次産業82.0%と、観光関連産業の存在が目立っている。また、産業別事業所数は、全735事業所のうち飲食店・宿泊業が314事業所と42.7%を占めており（令和3年経済センサス活動調査）、観光業は湯沢町にとって重要な産業である。

このような観光産業の状況をふまえて、湯沢町を訪れる方が増え、消費する地域経済牽引事業を実施することで地域経済が活性化するように、観光産業の振興に取り組んでいく。

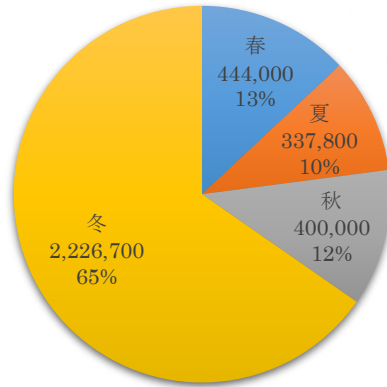
②湯沢町の温泉を活用した健康関連分野

湯沢町には越後湯沢温泉や岩原温泉などがあり、東京から上越新幹線で最短71分、練馬ICから関越自動車道で2時間の好アクセス地に位置している。湯沢町観光統計の目的別観光客数調べを見ると、コロナ禍前（令和元年度以前）は、5つある町営共同浴場のほか、民間事業者による温泉施設、ホテル・旅館の温泉を目的として、毎年、年間約100万人の観光客が町を訪れており、スキーなどのウィンタースポーツに次いで2番目に多い観光客数となっている。湯沢町にとって温泉は、外部に向けて非常に訴求力のある資源と言え、地域経済へ与える影響も大きいコンテンツとなっている。



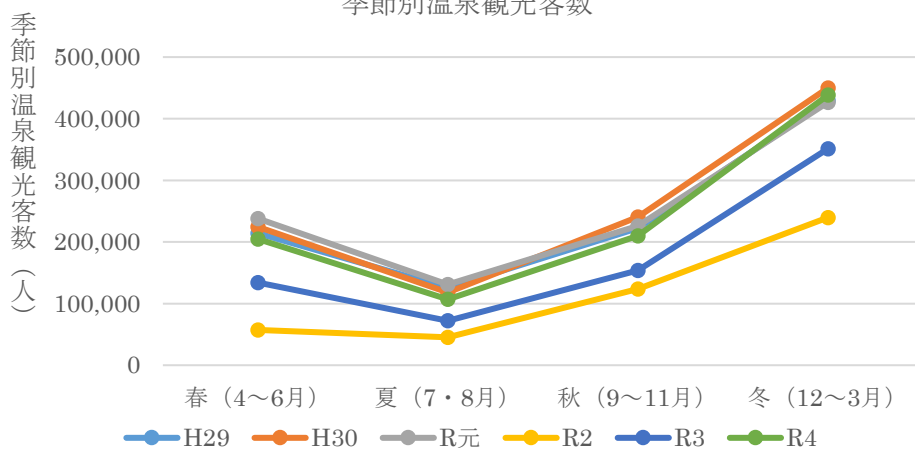
一方、湯沢町の観光客数を季節別にみると、冬が全体の65%以上を占めており（R4：春444,000人 夏337,800人 秋400,000人 冬2,226,700人）、季節格差が激しいことから観光産業の担い手不足などの問題も出てきており、四季を通じて観光客に訪れてもらうための仕組みづくりが課題となっている。

季節別観光客割合(令和4年度)



温泉を目的とした観光客数を季節別にみると、冬期間が取り分けて多いものの、他の季節においても10万人を超える（コロナ禍の令和2年度及び令和3年度を除く）観光客が温泉を目的に湯沢町を訪れており、季節を問わずに誘客を見込める有用なコンテンツとなっていて、湯沢町観光振興計画においても、オールシーズン楽しめる仕組みづくりの一つとして「温泉魅力の掘り起こしと温泉資源のさらなる活用」を位置付けている。

季節別温泉観光客数



※令和2年度及び令和3年度はコロナ禍の為、観光客数が減少している。

湯沢町の温泉の成分は、単純弱アルカリ性・低張性・高温泉の単純温泉や硫黄泉・塩化物泉など、いくつかの泉質の異なる源泉井がある。

また、町内いたるところに入浴施設があるほか、リゾートマンションが57棟あり、その多くに共用施設として温泉大浴場があることから、心身の健康を求めて滞在する町として、認知されているところである。

なお、新潟県では「健康ビジネス連峰政策」を推進しており、先導的プロジェクトへの支援などを展開しているほか、平成 27 年 6 月に隣市に魚沼基幹病院が開院し、地方病院間のネットワークの再構築が図られている。

湯沢町の魅力や温泉と、健康増進やリハビリといった健康関連事業を組み合わせた事業を、地域経済牽引事業として支援していくことで、地域課題の解決や各種関連産業の需要を創出する。

[出典] 湯沢町観光統計 目的別観光客数調べ（平成 29 年度～令和 4 年度） 湯沢町観光振興計画（2022～2031）

6 地域経済牽引事業の促進に関する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、各種分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを発揮する。

(2) 制度の整備に関する事項

①立地企業への優遇制度

平成 30 年に立地企業への優遇措置を定めた「湯沢町地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例」を制定した。運用にあたっては、企業ニーズの変化に対応した見直しを行いながら周知・運用するとともに、地域の牽引役を果たすよう支援し、地域経済の活性化を図る。

②不動産取得税、県固定資産税、法人県民税、事業税軽減措置の整備

地域経済を牽引する事業及び成長分野への投資促進を図るため、一定要件のもと県税（法人県民税、事業税及び不動産取得税等）の軽減措置を講ずる条例を制定。

③地方創生関係施策

令和 3 年に地方創生テレワーク交付金（現：デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生テレワークタイプ）を活用し、企業誘致のためのポータルサイトの構築や、民間企業が運営する貸しオフィス等の整備などを実施した。また、令和 5 年からは県の「課題先進地からのデジタルイノベーション戦略」に参画し、観光にとっても重要な二次交通における課題解決や魅力ある仕事を生み出すための事業を開始している。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

地域牽引事業に資する情報等を含め、公共データを広く公開することによってもたらされる経済活動や情報流通の活性化及び、行政の透明性・信頼性向上を目的として、町の web ページにおいて公共データの公開の充実を図る。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者が抱える課題解決、提案については、湯沢町企画産業観光部企画観光課が一義的な窓口となり、必要に応じ、庁内関係部局とも連携・調整し、情報提供・収集・適地確保・制度整備を行っていく。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①情報通信インフラの整備

設計・開発等の情報交換の内容が高度化するに伴い、情報量が増加し、大容量の情報通信回路が必要となっているため、地域内の光ファイバー設備の増強による高速インターネットの接続環境の充実を国、通信事業者に働きかけていく。

②インフラの整備

湯沢町から関東に抜けるアクセスについて、湯沢町から群馬県みなかみ町に抜ける国道 17 号の「新三国トンネル」が令和 4 年 3 月に開通したことにより向上が図られている。

③事業承継

域内の事業者における円滑な事業承継を支援するため、地元金融機関、湯沢町商工会と共に支援する。

④スタートアップへの支援

I Tベンチャー創出等のための I Tオフィス構築等のビジネス環境の整備として、平成 28 年 11 月に湯沢町が開設した「湯沢町インキュベーションセンター」を活用し、ビジネス環境を提供する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度～10 年度
【制度の整備】		
①立地企業への優遇制度	運用 必要に応じた改正・制度創設	運用 必要に応じた改正・制度創設
②不動産取得税、県固定資産税、法人県民税、事業税の軽減措置の創設	運用	運用
③地方創生関係施策	運用	運用

【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
公共データの民間公開の充実	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
関係機関の対応	運用	運用
【その他】		
① 情報通信インフラの整備	整備	整備
② インフラの整備	連携	連携
③ 事業承継	支援	支援
④ スタートアップ支援	支援	支援

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、新潟県内や湯沢町内に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限に発揮する必要がある。そのため、湯沢町は連携支援機関の理解醸成に努める。</p> <p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p> <p>①公益財団法人にいがた産業創造機構</p> <p>本県産業の活性化及び中小企業の発展を目的に、新規創業や新分野進出等の経営革新、製品開発・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、産学連携、情報提供等の幅広い支援の事業を行っている。</p> <p>②湯沢町観光まちづくり機構</p> <p>湯沢町観光まちづくり機構は湯沢町の観光産業の発展に主導的な立場であるため、湯沢町とともに町内経済活性化に向けて様々な取組を行う。</p> <p>③湯沢町商工会</p> <p>湯沢町商工会は湯沢町の商業振興の発展に主導的な立場であるため、湯沢町とともに町内経済活性化に向けて様々な取組を行う。</p>
--

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うことになった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本計画は自然公園計画との整合を図り、新潟県自然環境部局及び環境省地方環境事務所との調整を行ったうえで策定したものであり、また、地域経済牽引事業を承認する際は、国立公園においては地方環境事務所と、国定公園においては新潟県自然環境部局と調整を図ることとする。

(2) 安全な住民生活の保全

湯沢町は、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、「湯沢町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、行政並びに住民、企業及びこれらの者の組織する民間の団体による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、その他犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進している。

企業立地を始めとする様々な事業活動にあたっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に配慮することが重要であり、各条例の趣旨も勘案し、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するために、次の事項に留意し、犯罪を未然に防止する活動や防犯意識の高揚等に取り組むこととする。

・防犯設備の整備

犯罪被害防止のための防犯カメラの設置、照明の設置等

・防犯に配慮した施設の整備・管理

植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や施設管理の徹底等

・従業員に対する防犯指導

法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等

・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加や、これに対する必要な物品・場所の提供等の協力

・交通安全施設の整備

①交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置等

②交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等

・不法就労の防止

外国人を雇用しようとする際における旅券等による当該外国人の就労資格の確認等

・地域住民との協議

企業立地や事業高度化の際における地域住民・自治会等への事業説明や意見聴取等

・警察への連絡体制の整備

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等

・警察署との連携

湯沢町内の道路計画及び一般道路へのアクセス道路取付け等の整備が行われる際には、警察署との事前協議を行いながら進める。また、企業立地に伴う工場等への乗り入れ口の整備についても、交通安全の観点から警察署との事前協議を行う。

(3) その他

P D C A体制の整備等

毎年度、K P I など実績について湯沢町総合戦略推進会議に報告するとともに、効果検証を実施し、計画の実効性を高めていく。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「湯沢町基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。